

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策①総合相談によるネットワーク支援体制の充実

施策①—1 総合相談・生活支援センターの運営	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>総合相談・生活支援センターでは、庁内連携や関係機関を横断した支援体制を推進し、複合的な課題、制度では対応できない課題に対して関係機関や住民と連携・協働しながら支援を行う。</p> <p>●総合相談の支援体制の推進 庁内連携や関係機関によるネットワークにおいて、地域におけるニーズ・課題を早期発見し、解決していく体制を推進する。どのような支援が必要かを把握し、自立のための支援計画を作成し、複数の関係機関が効果的な支援が行えるよう調整する。</p> <p>●総合相談支援ネットワーク推進協議会の展開 市は、生活困窮者等の早期発見から対応まで包括的な相談支援体制を構築するため、豊岡市総合相談支援ネットワーク推進協議会(市と市社協の関係部署の課長級以上の職員から構成された総合相談運営会議、同じく実務者から構成された総合相談支援チーム会議)を設置し、生活困窮者等の自立に向けた支援及び、社会資源の開発等地域づくりに取り組む。</p> <p>【市の役割】 ①総合相談・生活支援センターの設置及び運営支援 ②総合相談運営会議の開催 ③制度やサービスで対応できない場合、制度の柔軟運用や新たなサービスの開発に努める ④相談窓口の住民への周知 ⑤総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築</p>	<p>【社会福祉課:生活援護係】</p> <p>① 総合相談・生活支援センターの設置及び運営支援 ・2018年度、2019年度 豊岡市社会福祉協議会に委託、職員体制3人(主任相談支援員1人、相談支援員2人)</p> <p>② 総合相談運営会議の開催 ・2018年度:総合相談運営会議 2019.3.28開催 ・2019年度:総合相談運営会議 未実施(年度内開催予定)</p> <p>③ 制度やサービスで対応できない場合、制度の柔軟運用や新たなサービスの開発に努める ・2018年度:soto-café(居場所づくり、適正・適応力等の把握、食事支援)の本格的実施、就労体験活動の実施及び受入先企業の開拓、緊急食糧支援の実施など ・2019年度:soto-caféの実施、就労体験活動の実施及び受入先企業の開拓、緊急食糧支援の実施など</p> <p>④ 相談窓口の住民への周知 ・2018年度、2019年度:社協広報誌、関係機関へのチラシ配布等による周知など</p> <p>⑤ 総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築 ・2018年度、2019年度:社協と連携しながら、個別相談について行政区等との連携や、民生委員からの相談等から支援につなげる等、地域との連携構築や相談を受け止める体制づくりを進めている。</p>	<p>・総合相談運営会議は、情報共有がメインとなり、制度の柔軟運用や社会資源・サービスの開発などが協議できていない。</p>	<p>・総合相談運営会議で、制度の柔軟運用や社会資源・サービスの開発などを協議し、課題解決型の会議体として展開していく。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策①総合相談によるネットワーク支援体制の充実

施策①—1 総合相談・生活支援センターの運営	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>【市社協の役割】</p> <p>①総合相談・生活支援センターの運営</p> <p>②総合相談支援チーム会議の開催</p> <p>③生活困窮者自立支援調整会議の開催</p> <p>④制度やサービスで対応できない場合、新たな社会資源の開発に努める</p> <p>⑤生活困窮者支援を通じた地域づくり(地域の支え合いの仕組み)をすすめる</p> <p>⑥総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 総合相談・生活支援センターの運営</p> <p>・2015年4月の生活困窮者自立支援法に伴い、豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」を運営。対象者を経済的困窮だけではなく、様々な生きづらさを抱え、社会的に孤立されている方など生活困窮者を幅広くとらえ、複合多問題、制度の狭間にある問題の解決に向け、関係機関(市・社協の庁内連携)や地域住民、企業と連携・協働しながら支援を行っている。</p> <p>2017年度相談数:448件 ⇒ 2018年度相談数:458件(2019年度4月～7月:151件)</p> <p>② 総合相談支援チーム会議の開催</p> <p>③生活困窮者自立支援調整会議の開催</p> <p>・市および社協関係部署で構成する『豊岡市総合相談支援ネットワーク推進協議会』において、総合相談支援チーム会議の運営を担う。市・社協の庁内連携体制の強化に向けて、実務者レベルの総合相談支援チーム会議を定期的に行い、市と社協の各部署で住民の困りごとを受け止めてつなぎ、各部署が連携して支援を行うため目線合わせや事例検討等による学習などを行う。庁内・組織内連携を強化し、ニーズを漏らさない支援ネットワークの構築に取り組んだ。2018年度より、税務課、建築住宅課、水道課がネットワークに新たに加わり、早期発見・早期対応の連携体制の強化に取り組んだ。</p>	<p>・総合相談・生活支援センターへの新規相談件数は減少傾向にあるが、精神疾患や発達障害等が原因で社会に适应できず、経済的に困窮し、孤立している複合的な課題を抱える相談で支援期間が長期にわたるケースが多い。複合多問題世帯をサポートする多職種連携、地域住民との協働等、支援体制づくりの強化が課題となっている。</p> <p>・複合多問題ケースでは、横断的な連携が必要となる。また、制度やサービス等では解決できない課題も多く、課題解決のためのネットワークづくり・制度の柔軟運用、新たな仕組みづくり等、出口づくりが課題である。就労体験や居場所づくり(soto-café)等の出口づくりを拡充する必要がある。</p> <p>・地域住民や地域活動との連携については、複合多問題ケースとなると、地域との関わりや連携が困難な場合もある。またこれまでの生活状況から地域との関わりを拒否される方もあるため、地域とのつながり作りを進めていくことが課題である。</p>	<p>・相談者の自立した地域生活に向け、本人の強みに着目した支援を多職種の専門職、地域住民と連携しサポートを進め、相談者が地域の中で安定した生活を営むことができるよう支援を行う。地域、関係機関・団体、企業との連携を図りながら、社会資源開発(出口づくり)を進める。</p> <p>・市・社協の庁内連携体制の基盤を強化し、早期発見・早期対応、住民の困りごとをしっかりと受け止め、断らない体制づくりを進める。</p> <p>・個別相談について行政区等との連携や、民生委員からの相談等から支援につなげる等、地域との連携構築や相談を受け止める体制づくりを進めていく。</p>

	<p>④制度やサービスで対応できない場合、新たな社会資源の開発に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015 年度から「緊急食料支援事業」を開始し、2018 年度からはコープこうべが実施する「フードドライブ事業」と連携し、緊急食料支援事業を展開する仕組みづくりを行った。2019 年度には、コープデイズ豊岡が「店舗で定めた販売期限切れ食品」の一部を提供していただく仕組みを構築し、母子世帯等への支援等につながっている。2017 年度:44件⇒2018 年度:29件 ・市内の施設や企業等との協力体制の構築を進めた。就労支援の課題に対し、就労体験活動の仕組みづくり、活動の受入事業所の開拓に取り組んだ。具体的には、介護施設でのボランティア活動、清掃作業、農作業、製造業の補助、飲食店での皿洗い、パソコン入力作業等を就労体験メニューとしている。受入協力事業所数:2017 年度:2カ所⇒2018 年度:10カ所 <p>⑥ 生活困窮者支援を通じた地域づくり(地域の支え合いの仕組み)をすすめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅に引きこもりがちな稼働年齢層の方々の課題へ対し、2018 年度から、つながりから生きる意欲を取り戻す場づくりとして soto-café を実施。引きこもりがちな方、障害のある方が専門職やボランティアと一緒に調理や会食・喫茶等を体験している。居場所づくりや食事支援を行いながら、人とのつながりを取り戻すことによって、生活への意欲が高まり、外出や他者との交流機会が増え、就労に結び付く等の成果が出ている。 <p>2018 年:計4回実施。</p> <p>⑦ 総合相談支援体制として、行政区、地区、旧市町、市の各圏域で段階的に課題を受け止める体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談・生活支援センター運営当初から、個別相談について行政区等との連携や、民生委員からの相談等から支援につなげる等、地域との連携構築や相談を受け止める体制づくりを進めている。 		
--	--	--	--

施策②—1 高齢者の支援体制の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>高齢者の総合相談機関として、保健・医療、権利擁護、認知症等さまざまな課題について相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように介護サービス事業所、民生委員・児童委員、区役員、住民、市関係各課等と個別ケース会議等を通じてそれぞれの役割を整理しながら支援を行う。</p> <p>●地域包括支援センターの運営 介護・福祉・医療・健康など、さまざまな面から高齢者を支えるために、関係機関との連絡調整を行う等、高齢者の総合相談窓口として機能の充実を図ります。また、地域ケア会議を活用して個別課題を解決するとともに生活支援コーディネーターや協議体との連携を図り、地域でのサポート体制の構築に向けた地域づくりを支援します。</p> <p>●地域ケア会議の展開 地域ケア会議は、保健・医療・介護等の専門職、民生委員児童委員、地域の関係者等で構成し、高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活ができるよう個別ケースの課題解決を図る。また、その中から共通化した地域課題について、解決のための協議や政策提言を行う。</p> <p>高齢者の自立に向けた支援が一層求められる中、地域ケア会議の役割を改めて認識しなおすとともに、階層ごとの地域ケア会議や協議体の機能分担、連携についても検討をすすめ、介護や支援が必要になっても社会の中で役割をもって生活できる地域づくりに取り組む。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①地域包括支援センターの設置 ②困難事例への対応等、地域包括支援センターのバックアップ機能充実 ③住民や関係機関等との連携・協働のもと、個別課題の解決、社会資源の開発、政策形成への展開 ④高齢者関係窓口の住民周知 ⑤地域ケア推進会議の開催</p>	<p>【高年介護課：高齢者支援係】</p> <p>① 地域包括支援センターの設置 ・2015(平成 27)年度から引き続き、全圏域を豊岡市社会福祉協議会に委託し、地域包括支援センターを設置している。</p> <p>② 困難事例への対応等、地域包括支援センターのバックアップ機能充実 ・困難事例等のケース対応のため、随時関係者を招集して個別ケア会議を開催しました。特に、虐待事案等の事例にあつては各関係機関と連携を密にし、その対応に努めた。</p> <p>③住民や関係機関等との連携・協働のもと、個別課題の解決、社会資源の開発、政策形成への展開 ・地域包括支援センターが主体となり、自立支援型地域ケア会議を開催し、多職種で個別課題の解決について検討を行いました。また、生活支援コーディネーターと連携し、コープデイズ豊岡で実施されているサロン等の集いの場に月1回の定期訪問日を設定し、買い物に訪れる方の困り事の早期発見・対応を行った。 個別事例の検討から地域課題を抽出し、政策形成への展開を図ることとしていますが、現時点では、市全体への政策形成への展開まで至っていません。 (2018年度 自立支援型地域ケア会議 48回) (2019年8月末 自立支援型地域ケア会議 20回)</p> <p>④高齢者関係窓口の住民周知 ・市広報及び市ホームページの「高齢・介護」ガイド内に、地域包括支援センターの項目を掲載し、高齢者の相談窓口の情報提供を行いました。 (2018年度 市広報8月号) (2019年8月末 市広報8月号)</p> <p>⑤地域ケア推進会議の開催 ・政策形成等への展開を行う地域ケア推進会議については、個別事例の検討から共通した地域課題が抽出され、市全体での検討の場が必要となった際に開催することとしていますが、現時点ではその段階に達していないため開催はしていません。</p>	<p>・地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として認識されてきているが、まだまだ啓発を行う必要があると考える。</p> <p>・何らかの異変を早期に察知する「気づきの目」を増やし、地域に隠れた問題の発掘やニーズの把握に努めていく必要がある。</p> <p>・定例会として実施している自立支援型地域ケア会議及び困難ケース事例検討会での個別事例を積み上げ、共通した地域課題を明らかにしていく取り組みを更に強化していく必要がある。</p>	<p>・地域包括支援センターを高齢者の相談窓口として多くの方に認識していただけるよう、引き続き、市広報や市ホームページ等を活用して啓発に努める。</p> <p>・高齢者等見守りネットワーク事業への協力事業者と連携し、地域に存在する隠れた問題の発掘やニーズの把握及び早期対応に努める。</p> <p>・個別ケア会議、自立支援型地域ケア会議の開催により、個別課題の解決機能の向上を目指すとともに、地域ケア推進会議の開催については必要に応じて検討を行う。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策②高齢者の総合的な支援体制の充実

施策②-1 高齢者の支援体制の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>【市社協の役割】</p> <p>①地域包括支援センターの運営及び機能強化</p> <p>②地域ケア個別会議の開催(①個別課題解決、②地域課題発見)</p> <p>③生活支援コーディネーターや協議体と地域包括支援センターとの連携強化</p> <p>④介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク等の事業の推進</p> <p>⑤エリア(圏域)ごとに、所属する関係機関を支援(支援者支援の実施)</p> <p>⑥要支援者をはじめ、高齢者を含めた住民の介護予防に向けた交流の場の推進</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 地域包括支援センターの運営及び機能強化</p> <p>・医療、介護・介護予防・住まい・生活支援など様々な面から高齢者を支えるために、関係機関や地域の社会資源の機能をネットワーク化し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、本人が進んで介護予防、重度化防止に取り組む自立支援を行った。地域福祉計画の中では、機能強化として、地域包括支援センターを総合相談センターに位置付け、複合多問題等において高齢者分野を含む多職種で連携しあう体制づくりを進めた。</p> <p>② 地域ケア個別ケア会議の開催</p> <p>・2017年度から新たに自立支援型ケア会議を新設した。自立支援型ケア会議を通じて、利用者の望む生活の実現に向けて、多職種で検討し、提案された内容がケアプランに反映されて、サービス内容やその効果等について定期的に検証を行い、次のケアプラン作成に活かせるよう支援を行った。</p> <p>③ 生活支援コーディネーターや協議体と地域包括支援センターとの連携強化</p> <p>・個別ケースの課題を専門職だけでなく、専門職と住民の連携によって課題が早期に発見され、対応できるように生活支援コーディネーターと連携し、相談対応を行った。また協議体についても地域包括支援センター職員が参加し、地域課題等に対する話し合いを進めている。</p>	<p>・高齢化社会の広がりの中で、地域包括支援センターにおける相談件数は増加している。その中で、親族と関係が途切れている高齢者等が増加しており、支援・調整等に時間を要する事案も多くなっている。</p> <p>・個別ケースに応じた地域との関わりに向けては、地域を把握し、支援等につなげていくことが求められている中で、地域包括支援センターと民生委員・児童委員を始めたとした住民との関係構築は進んでいるが、地域との協力のもと解決に向けた支援が十分に展開できていない。</p> <p>・地域住民と専門職による個別ケア会議の開催に向けては、地域活動の推進(サロン・ふれあい喫茶、見守り)によって地域活動への関心を高める必要があり、関心の高まりがないところは住民との協議が進まない部分もあった。</p>	<p>・困難ケースの増加に対して、地域包括支援センターだけではなく、多くの関係機関と連携した支援を行っていく。</p> <p>・認知症の相談件数も増加している。認知症により行方不明になることもあるため、認知症初期集中支援推進事業等の取組みを推進し、また認知症に対する啓発と、個別ケースを通じて地域住民を含めたネットワークの構築を図り、認知症ケースの対応を進めていく。</p> <p>・地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとの連携のもと、地域や企業・団体等の関係機関とのネットワークの構築・強化を図る。</p>

市社協

	<p>④ 介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク等の事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守り等のネットワークづくりに向けて、認知症サポーター養成講座について、地域住民を始め、企業団体等に対して実施し、市内で7,697人(H20年～H31年3月)の受講者の拡大から、見守り活動や認知症への対応等に向けたネットワークの構築を進めた。 ・2018年度から新たに認知症初期集中支援推進事業を受託し、医師や専門職による支援チームを設置し、認知症の方や、その疑いがある方に早期に関わり、適切な医療・介護・地域の支え合いにつなげる取組みを進めた。 <p>8件(2019年8月末)・4件(2018年度)</p> <p>⑤ エリア(圏域)ごとに、所属する関係機関を支援(支援者支援の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困難ケースや複合ケースを中心に、地域包括支援センター職員が担当している圏域のケアマネジャーからの相談に応じ、解決に向けた支援について、地域住民や関係機関等と協働した支援を行った。 <p>⑥ 要支援者をはじめ、高齢者を含めた住民の介護予防に向けた交流の場の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターと連携して、いきいきサロン等、地域の集いの場に足を運び、住民と話し合える関係づくりを進めた。また、設置されつつある協議体と連携し、話し合いの場や研修等で協働することで要支援者の豊かな在宅生活に向けた取組みを進めた。 		
--	---	--	--

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策③障害者の総合的な支援体制の充実

施策③—1 障害者の支援体制の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>市、市社協では、障害者やその家族の住まい、就労、社会参加等、地域の障害者の生活や福祉 について関係機関や住民と協働して支援を行う等、障害者の総合的な相談窓口として機能の充実を図る。</p> <p>●障害者基幹相談支援センター及び障害者虐待防止センターの運営</p> <p>市社協は、障害者やその家族の住まい、就労、社会参加等、地域の障害者の生活や福祉についての総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、地域の相談支援事業所に対する指導、助言及び人材育成の支援を行い、関係機関や住民と協働して支援を行う。また、北但広域療育センター等の関係機関や事業所等とのネットワークにおいて、ニーズを早期発見し、さまざまな課題について相談に応じ、政策形成が必要な場合は、障害者自立支援協議会等において協議を行う。市社協は、障害者の尊厳・権利を守るため、関係機関と連携を図りながら虐待防止及び養護者に対する支援、啓発活動に取り組む。虐待通報を受理した場合、市と市社協が連携しながら対応を行う。また、障害者虐待防止法の趣旨や対応方法の周知を行う。</p> <p>●障害者自立支援協議会の展開</p> <p>市、市社協では、関係機関や住民との連携・協働のもと、個別課題の解決のための社会資源の開発や政策提言を行う。また、地域課題の抽出とその解決に向けた協議をするため、毎月運営会議を開催する。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターの設置</p> <p>②障害者自立支援協議会の設置</p> <p>③障害者基幹相談支援センターの体制整備についての検討及び評価</p> <p>④障害者基幹相談支援センターの機能充実のためのフォローアップ</p> <p>⑤相談窓口の住民周知</p>	<p>【社会福祉課:障害福祉係】</p> <p>① 障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターの設置</p> <p>・引き続き障害者虐待防止センターの機能を備えた「障害者基幹相談支援センター」を設置している(豊岡市社会福祉協議会に委託)。</p> <p>② 障害者自立支援協議会の設置</p> <p>・自立支援協議会については、全体会議、運営会議及び部会等で構成しており、仕事、住まいなどの部会において、関係機関との連携により地域課題に関する調査などを行うとともに、相談支援グループにおいて地域課題の抽出を行っている。</p> <p>④障害者基幹相談支援センターの機能充実のためのフォローアップ</p> <p>・基幹相談支援センターの課題の把握や整理のため、情報共有や意見交換を行っている。</p> <p>⑤相談窓口の住民周知</p> <p>・相談窓口、相談機関を「障害者福祉のしおり」に掲載。毎月開催する障害者相談日を市広報に掲載し周知を行っている。</p>	<p>・障害者からの相談件数等の増加により、相談支援を担う相談支援専門員の負担が多くなってきている。</p> <p>相談支援事業実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談実人数 H29:84名→H30:96名 ・相談件数 H29:924件→H30:1,472件 	<p>・引き続き課題の把握や整理のための情報共有や意見交換を行う。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策③障害者の総合的な支援体制の充実

施策③-1 障害者の支援体制の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>【市社協の役割】</p> <p>①障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターの運営及び機能強化</p> <p>②障害者自立支援協議会の運営</p> <p>③相談支援事業所及び地域との連携の推進</p> <p>④困難事例等に対応した地域の相談支援事業所の事業所支援の実施</p> <p>⑤講座等における障害者虐待に対する啓発活動の推進</p> <p>⑥地域での自立した日常生活に向けて、住民との連携</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 障害者基幹相談支援センター・障害者虐待防止センターの運営及び機能強化</p> <p>・障がいのある方やその家族の住まいや就労、社会参加など生活や福祉的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を行い、地域の相談支援の中核的な役割として関係機関、住民と協働しながら支援を行った。また、障害者虐待防止センターとして、早期発見と迅速な対応を行うため当事者、家族、地域住民、事業所等からの通報や届出の受理を行った。 (2018年度:7件)</p> <p>②障害者自立支援協議会の運営</p> <p>・豊岡市障害者自立支援協議会の運営を通じた地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制について、3つの専門部会(せいかつ部会、こども部会、しごと部会)ごとに協議・研究を行い解決へ向け、人材育成やネットワークの強化の取組みを行った。せいかつ部会では、「重症心身障害者(児)の支援を検討するプロジェクトチーム(2018年度終了)」「住居について検討するプロジェクトチーム」において、地域で生活する重症心身障害者(児)の支援方法や障害者の在宅生活に向けて、不動産業者等との検討会を行った。また、こども部会では、障がいのある子どもの保護者同士のつながりづくりとして「お話カフェ(2018年2回実施・延28人参加)」を実施し、しごと部会では、障害者雇用に向けた課題の抽出を行った。</p> <p>③ 相談支援事業所及び地域との連携の推進</p> <p>・2017年度より障害者相談支援事業の充実・強化に向けて、豊岡市社協内の各ケアプランセンター(居宅介護支援事業所)に障害者(児)の相談や計画作成を行う職員を配置し、地域で障害者が生活できる環境づくりを進めた。</p> <p>④困難事例等に対応した地域の相談支援事業所の事業所支援の実施</p> <p>・地域福祉計画の中では、機能強化として障害者基幹相談支援センターを総合相談センターに位置付け、複合多問題等において、障がい者分野を含め多職種で連携しあう体制づくりを進めた。</p> <p>⑤講座等における障害者虐待に対する啓発活動の推進</p> <p>・障害者虐待に対する広報、普及啓発活動として関係機関・団体に研修を実施した。(2018年度:3回)</p> <p>⑥地域での自立した日常生活に向けて、住民との連携</p> <p>・障がいのある方が地域で生活していくために、区長や民生委員児童委員等の地域関係者と話し合いの場を持つなど、障がいのある方への理解を広げ、地域で生活できるように環境整備を行った。</p>	<p>・障がいのある方の相談件数が増加しており、複合的な課題も多く、早期解決や支援につなげるのが難しいという課題がある。また、地域福祉計画策定時から地域における障害者の相談支援体制の充実に向けて、各ケアプランセンターを障害者の相談支援事業所として位置付けたが、高齢者の相談対応とあわせての実施であるため、支援対応の充実には至っていない。</p> <p>・障がいのある方への理解に関しては、高齢者分野と比較して、地域住民等の理解が進んでおらず、地域との関わりの構築や連携した対応が困難な場合が多い。</p>	<p>・障がいのある方等の総合相談窓口として、困り事を受け止め、地域で自立した地域生活を送ることができるよう支援するとともに、障害者自立支援協議会によって、関係機関・地域住民と連携を深めながら課題の対応、社会資源の開発に取り組むことで、地域で安定した生活を営むことができるよう支援を行う。</p> <p>・障がいのある方が地域で在宅生活を送るためには、地域住民の障害者理解が必要。相談内容やケース等を通じて地域と関わる機会の増加や啓発を行っていく。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実

施策④-1 こどもの支援体制の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>市は、こども支援センターにおいて、不登校支援、発達にかかわる支援、子育て家庭支援の3つの機能の連携を図り、一人ひとりの子どもの課題に寄り添った支援を拡充する。</p> <p>●こども支援センターの運営</p> <p>市は、不登校相談、発達にかかわる相談、子育て家庭相談の業務を連携し、子どもにかかわる相談をワンストップで対応できるよう「こども支援センター」を設置した。家庭児童相談員や臨床心理士・特別支援教育コーディネーター等が、それぞれの課題に応じ、個別相談、カウンセリングを提供する。また、相談者の利便性に配慮して、休日・夜間に、臨床心理士等によるカウンセリングを提供する。</p> <p>子どもの課題について個別に対応する支援機関はあるものの、一人の子どもの支援を全体的に見通し、継続的にコーディネートする機関がないため、関係機関を横断して支援体制を機能させるための調整会議を設置する必要がある。</p> <p>今後は、子どものことに関して統括的な立場で総合的な支援を実施する。</p> <p>●要保護児童対策協議会の展開</p> <p>児童虐待の問題を解決していくには、一機関だけでは限界がある。関係機関と連携をとり、協力していくことが重要であり、それぞれの機関が役割を明確にしておく必要がある。そのうえで、効果的な援助を行うために、市は、関係者と関係機関が共通認識を持ち、機関同士の連携・協働のすすめ方や役割分担について確認しておくことが大切である。</p> <p>要保護児童対策協議会では、児童虐待のケースについて関係機関で形成しているネットワークで連携を図り、子どもを守る取組みを推進する。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①こども支援センターの運営</p> <p>②関係機関を横断した支援体制を機能させるための調整会議の設置</p> <p>③地域における子育て環境の構築に向けて、こども園等や学校、行政機関が連携を促進</p> <p>④要保護児童対策協議会の開催</p> <p>⑤学校や地域、関係機関と連携を強化し、早期発見、早期対応の仕組みを強化</p>	<p>【こども支援センター】</p> <p>① こども支援センターの運営</p> <p>・2018年度</p> <p>不登校相談：相談件数（来所 49件 電話 32件） 適応指導教室通級児童生徒（実人数 7人）</p> <p>発達相談：相談件数（来所 466件 電話 59件）各種検査等（161件）</p> <p>家庭児童相談：相談支援児童数 実児童数 319人</p> <p>・2019年度（8月末）</p> <p>不登校相談：相談件数（来所 81件 電話 38件 訪問 7件） 適応指導教室通級児童生徒（実人数 2人）</p> <p>発達相談：相談件数（来所 200件 電話 32件）各種検査等（51件）</p> <p>家庭児童相談：相談支援児童数 実児童数 244人（相談統計1期より）</p> <p>②関係機関を横断した支援体制を機能させるための調整会議の設置</p> <p>・2018年度</p> <p>要保護児童対策協議会を中核機関として、実務者会議において家庭の情報を共有し、関係機関が役割分担をして子どもや家庭を支援している。</p> <p>・2019年度(8月末)</p> <p>要保護児童対策協議会を中核機関として、実務者会議において家庭の情報を共有し、関係機関が役割分担をして子どもや家庭を支援している。</p> <p>代表者会議 6月25日 第1回実務者会議 7月4日</p> <p>③地域における子育て環境の構築に向けて、こども園等や学校、行政機関が連携を促進</p> <p>・2018年度</p> <p>学校・園からの相談等を受けて、訪問等により支援を行っている。</p> <p>不登校相談支援：学校連携（来所 57件 電話 414件 訪問 6件）</p> <p>発達相談支援：学校訪問 519件</p> <p>民生委員との連携：研修会等の実施 12月</p> <p>・2019年度(8月末)</p> <p>学校・園からの相談等を受けてこども支援センターが学校園訪問等により支援を行っている。</p> <p>不登校相談支援：学校連携（来所 2件 電話 3件 訪問 1件）</p> <p>発達相談支援：学校訪問 215件</p>		<p>・支援を必要とする子どもや家庭に、適切に効果的な支援が受けられるよう、要保護児童対策協議会を調整機関として、学校・園、関係機関の連携を強化する。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実

	<p>④要保護児童対策協議会の開催</p> <p>・2018年度:代表者会議 年1回 実務者会議 年3回開催 個別支援会議 31回</p> <p>・2019年度(8月末):代表者会議 年1回(6月25日) 実務者会議 年3回開催(7月4日、12月中旬、3月中旬) 個別支援会議 18回</p>		
--	--	--	--

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実

施策④—1 こどもの支援体制の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>【市社協の役割】</p> <p>①こども支援センターについて住民に発信</p> <p>②総合相談・生活支援センターや障害者基幹相談支援センター等との連携による相談支援の促進</p> <p>③子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① こども支援センターについて住民に発信</p> <p>・地域や関係機関からの相談に応じて、こども支援センターの案内・紹介を行っている。</p> <p>②総合相談・生活支援センターや障害者基幹相談支援センター等との連携による相談支援の促進</p> <p>・総合相談センター運営後から、子どものいる生活困窮世帯や、障害者児の世帯については、こども支援センターや小中学校と連携した相談支援を行った。</p> <p>また、地域福祉計画策定時から、障害者自立支援協議会のこども部会等を通じて、児童を担当する相談員の情報共有、障害児相談計画の課題を明確化し、また相談支援こども連絡会を開催する等、支援に向けた連携を行った。</p> <p>② 子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p> <p>・子育てサークル活動を実施している地域団体・グループに対して年間2万円の活動助成を行い、子育てサークルの活性化を図っているが、地域福祉計画策定時から比較しても件数の増加等はみられていない。</p> <p>・地域福祉計画策定時から、新たにこども食堂を行うドーナツの会と連携し、広報活動や助成金等における支援を行うことで団体の育成支援を行った。</p> <p>・地域福祉計画策定時から地域に密着した、地域福祉・生活支援拠点ぐるらん(小規模多機能型居宅支援事業所)のイベントを通じて、子どもから子育て世代が気軽に立ち寄れる交流の機会を提供して、子育て支援を展開した。</p>	<p>・総合相談・生活支援センターの相談において要保護児童を有する生活困窮世帯があり、今後も密にこども支援センターとの連携が必要である。</p> <p>・子育て総合センターの充実と併せて、地域の子どもの減少に伴い、身近な地域等の会館を活用した住民主体の子育てサロン等の開催が減少してきている。</p>	<p>・こども支援センターと、総合相談・生活支援センターや障害者基幹相談センター等の相談業務を通じた連携を図るとともに、生活支援コーディネーターやコミュニティーカー等においても、現在地域で高齢者等が中心となっている居場所や見守り会議等について、子どもから高齢者まで広く対象となるような働きかけを行っていく。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実

0 施策④—2 子育てセンターの運営	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>市は、子育てを行っている父母の悩みの解消を図るため、安心して子育てできる基盤づくりの一環として子育てセンターを設置している。子育てセンターでは、子育てについての相談に関すること、情報提供や学習機会(子育て講座)の提供、子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援などを実施する。</p> <p>また、子育てを取り巻く環境の変化に対応するため、職員の資質向上を図り、充実した講座等の開催に努める。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①子育て総合センター・子育てセンターの運営</p> <p>②子育てセンターについて住民に情報発信</p>	<p>【こども育成課】</p> <p>① 子育て総合センター・子育てセンターの運営</p> <p>・子育て総合センター及び各子育てセンター(5カ所)で相談業務(2018年度:1,272件、2019年度:478件)、各種講座、交流事業等を実施した。 (子育て講座 2018年度:27回、2019年度:9回)</p> <p>② 子育てセンターについて住民に情報発信</p> <p>・ホームページや広報誌により事業を情報発信している(通年)。 また、地域のコミュニティセンターに事業のチラシを配布。</p>	<p>・子どもの数が減少していることに加え、共働きの家庭が増えて対象となる在宅で子育てをする家庭が減っており、各種講座や交流事業の運営が難しくなっている。</p>	<p>・より参加したくなるような事業の実施や効果的なPRを行いながら運営を行っていく。</p>
<p>【市社協の役割】</p> <p>①子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>①子育て支援サークルの支援や育成団体等の連携</p> <p>・子育てサークル活動を実施している地域団体・グループに対して年間2万円の活動助成を行い、子育てサークルの活性化を図ったが、地域福祉計画策定時から比較しても件数の増加等は見られていない。</p> <p>・地域福祉計画策定時から、新たにこども食堂を行うドーナツの会と連携し、広報活動や助成金等における支援を行うことで育成団体の支援を行った。</p> <p>・地域福祉計画策定時から地域に密着した、地域福祉・生活支援拠点ぐるらん(小規模多機能型居宅支援事業所)のイベントを通じて、子どもから子育て世代が気軽に立ち寄れる交流の機会を提供して、子育て支援を展開した。</p>	<p>・子育て総合センター(サロン)の充実と併せて、地域の子どもの減少によって、身近な地域等の会館を活用した住民主体での開催が減少してきている。</p> <p>・育成団体等の活動啓発が不十分であるため、活動支援に結び付いていない。</p>	<p>・子育て支援サークルについては、引き続き2万円の活動助成を継続するとともに、子育てサークルに限定した支援ではなく、現在地域で広がっている居場所(サロン・ふれあい喫茶)等に子どもが参加できる仕組みづくりに取り組んでいる地域もあることから対象者を限定せず、子どもから高齢者まで広く参加できる仕組みづくりを行っていくことで、ひきこもり支援等にもつなげていく。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実

<p>【市社協の役割】 子育て世代包括支援センターとの連携</p>	<p>【社会福祉協議会】 ① 子育て世代包括支援センターとの連携 ・地域福祉計画策定時から新たにできた「子育て世代包括支援センター」との連携を図り、「産前・産後サポート事業」を2017年度から開始し、妊娠、出産及び子育てに関する悩みや不安を抱える方への相談や家族等から産後の支援を受けられない方に、家事援助及び相談を行い、身体の負担の軽減と心身の安定を図り、安心して子育てができるように援助を行った。</p>	<p>・産前・産後サポート事業を実施しているが、子育て世代包括支援センター、保健師、こども支援センターと密な連携をとりながら支援を実施するまでには至っていない。</p>	<p>・子育て世代包括支援センターと連携し、産前・産後サポート事業等を通じて産前から産後までのサポートを実施していく。また、民生委員児童委員との日頃の連携から、子育て等に関する悩みや不安等を聞かれた際に、課題を関係機関にもつなげるようにしていく。</p>
---------------------------------------	--	--	---

市社協

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策④子ども・子育ての総合的な支援体制の充実

施策④—4 ファミリー・サポート・センターの運営	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育てに協力(援助)できる人が、それぞれ会員登録し、有償で子どもの預かりなど互いに助け合う事業で、コーディネーターが会員間のニーズ調整を行う。女性の就労率は高まっているが、実際には祖父母の協力がなくてはフルタイムで働き続けることが困難という母親も少なくない。しかし、祖父母が近くに住んでいても、仕事や介護などの状況によっては頼ることができない場合もあり、市は、未就学児及び小学生の家庭において、ファミリー・サポート・センターを一時的に利用したいという潜在的なニーズに対応する。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①ファミリー・サポート・センター事業について、住民への情報発信と会員の増加</p> <p>②コーディネーターを配置して、相互援助活動の調整や会員間の交流事業の実施</p>	<p>【こども育成課】</p> <p>① ファミリー・サポート・センター事業について、住民への情報発信と会員の増加</p> <p>・広報とよおかに掲載、防災行政無線での周知、チラシの全戸回覧、子育てセンターでの PR、区長会、民生児童委員等各種団体への周知、放課後児童クラブ利用保護者へのチラシ配布を行い会員募集を進めた。</p> <p>2018年度目標会員数 100 人に対し 178 人(おねがい会員 120 人、まかせて会員 32 人、どっちも会員 26 人)の登録があった。</p> <p>2019 年度は 2018 年度と同様の情報発信方法で市民への周知を行い、今年度目標会員数 200 人に対し、8 月末日現在、152 人(おねがい会員 94 人、まかせて会員 33 人、どっちも会員 25 人)となっている。</p> <p>② コーディネーターを配置して、相互援助活動の調整や会員間の交流事業の実施</p> <p>・相互援助活動は、2018 年度までに 386 件の活動が行われた。</p> <p>また、相互援助活動が円滑かつ活発に行われるよう交流会を5回(5月、7月、9月、12月、2019年3月)の開催、サロンを2回(8月、2019年1月)の開催、レターの発行(8月、12月、2019年3月)を行った。</p> <p>2019年8月末日までの相互援助活動数は195件で、2018年度と同様、出産後で外出のできない母に代わり、保育園の送迎などを行ったため件数が伸びている。</p> <p>また、2019年度は2018年度より交流会の回数を、6回(2回は2020年2月、3月に予定)、サロンの回数を4回(1回は2020年1月に予定)と増やし、会員同士の交流のみならず、友人も参加可能とし、新たな会員も獲得している。</p>	<p>・豊岡、竹野、日高、出石地域は順調に「まかせて会員」が増えてきているが、城崎、但東地域は「まかせて会員」の応募がない。</p> <p>地域での会員の偏りが大きく、「おねがい会員」が依頼をしたくても、他地域の「まかせて会員」に依頼をせざるを得ない。</p>	<p>・各地域での会議やイベントにできるだけ顔を出し、地域の人たちと顔見知りになり、ファミサポへの理解を深め、協力・登録をしていただけるように働きかけていく。</p> <p>事前打ち合わせだけではなく、交流会やサロンなどで顔見知りになっていただき、普段から友好を深めていただけるよう働きかける。</p>
<p>【市社協の役割】</p> <p>①ファミリー・サポート・センターとの連携</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① ファミリー・サポート・センターとの連携</p> <p>・地域福祉計画策定時から新たに始まったファミリー・サポート・センターとの連携については、地域住民や相談窓口においての問合せ等に対応するに留まっている。</p>	<p>・具体的にファミリー・サポート・センターとの連携は取れておらず、窓口等での対応に留まっている点が課題となっている。具体的に社協が実施している託児ボランティア等との連携も取れていない。</p>	<p>・子育て総合センターや療育センター風等の託児ボランティアの調整を実施していることから、ファミリー・サポート・センターとの事業との連携も必要と考えているため、今後の検討が必要である。</p>

施策⑤—1 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>【市社協の役割】</p> <p>①日常生活自立支援事業の運営</p> <p>②支援を必要とする人や関係機関へ広く権利擁護事業の普及啓発</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 日常生活自立支援事業の運営</p> <p>・判断能力に不安のある高齢者や、知的障害者、精神障害者などへ、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理の支援を実施するとともに、行政、総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター等の関係機関や団体と連携を図りながら、対象者に対する安定した生活のサポート活動を展開した。</p> <p>また、豊岡市社協がこれまで担ってきた広域的な支援(香美町、新温泉町)を2019年度から各町社協で実施に移行し、増加する豊岡市の相談件数や対応の充実を図った。</p> <p>②支援を必要とする人や関係機関へ広く権利擁護事業の普及啓発</p> <p>・地域包括支援センターにおいて、センター機能である権利擁護事業の一環として、毎年権利擁護研修会を実施することで関係機関等に対する啓発とした。</p>	<p>・認知症高齢者や精神障害者等、判断能力に不安のある方が増加している中、成年後見制度の必要性も全市的に高まってきており、日常生活自立支援事業を含め、権利擁護体制について検討する必要があるが、地域福祉計画策定時から具体的な対応や検討ができていない。</p>	<p>・認知症高齢者の増加や単身世帯の増加等が要因となり、日常生活自立支援事業を必要とする方からの相談や契約等が増加している状況であることから、支援を必要としている方の相談を受け止め、各分野の相談機能、関係機関・団体、行政、地域住民と連携・協働し、地域の中で安心して暮らせるサポート体制づくりを進める。</p> <p>・権利擁護体制について、関係機関との課題の洗い出しを行う中で、権利擁護体制の検討に向けた調整を図っていく。</p>

市社協

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

施策⑤—2 成年後見制度利用支援事業の推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>知的障害、精神障害、認知症等の理由により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、市は、配偶者及び2親等内の親族がいない場合で、市長が本人の保護のために申立てを行うことが必要と認めた人を対象に、成年後見制度に係る審判の申立て及び申立てに要する費用に対して支援を行う。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①成年後見制度利用支援事業について、住民に情報発信</p> <p>②成年後見制度における市長申立</p> <p>③「豊岡市成年後見のあり方調査研究会」を踏まえ、成年後見制度利用支援体制の検討</p>	<p>【社会福祉課：障害福祉係】</p> <p>②成年後見制度における市長申立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度：市長申立実績0件 ・2019年度：7月相談実績1件（相談支援専門員からの相談） <p>※現在、成年後見制度にかかる医師意見書作成中</p> <p>【高年介護課：高齢者支援係】</p> <p>① 成年後見制度利用支援事業について、住民に情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを通じ、成年後見制度の普及啓発に努めた。 <p>また、市広報や市ホームページ「高齢・介護」ガイド内に、成年後見制度の項目を掲載し、情報提供を行った。</p> <p>(2018年度 市広報2月号)</p> <p>(2019年8月末 未実施)※市広報2月号掲載予定</p> <p>② 成年後見制度における市長申立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用支援が必要な者に対して市長申立を行った。 <p>(2018年度 市長申立件数:9件)</p> <p>(2019年8月末 市長申立件数:3件)</p> <p>③ 「豊岡市成年後見のあり方調査研究会」を踏まえ、成年後見制度利用支援体制の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者等の成年後見制度の利用を円滑にするとともに被成年後見人の経済負担を軽減するため、2017(平成 29)年度から報酬助成制度を開始しました。市長申立に係る後見人等へ、報酬を支払う資力のない被成年後見人への支援を行った。 <p>(2018年度 報酬助成件数:1件)</p> <p>(2019年8月末 報酬助成件数:1件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業を必要としている人に情報が届かない、また利用意思を示すことができない。 ・成年後見制度については、少しずつではあるが住民の方に認識されてきているが、更に周知・啓発が必要である。また、任意後見制度の普及等にも努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の研修等で、成年後見制度利用支援事業の周知を図ることにより、相談支援専門員を通じて、当事業を必要としている方に情報を届ける。 ・地域包括支援センターと連携し、成年後見制度全般について介護支援専門員等の関係者や一般住民への更なる周知に努める。

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

<p>【市社協の役割】</p> <p>①法人後見についての検討</p>	<p>市 社 協</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 法人後見についての検討</p> <p>・法人後見については、「成年後見のあり方検討会」の報告書作成後、地域福祉計画策定時から実際に権利擁護センター等の法人後見体制構築は進んでいない。実際に、権利擁護センター等の設置に向けた検討等を行っていないことが要因。</p>	<p>・法人後見についての協議が市や関係機関等と実施できていない。</p>	<p>・法人後見等を含めて、権利擁護体制についての検討を市や関係機関等と協議を進める。</p>
-------------------------------------	----------------------	---	---------------------------------------	---

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

施策⑤—3 消費生活センターの運営	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>消費者被害にあった住民が気軽に相談ができ、専門的なアドバイスを受けられる相談窓口を市が設置・運営している。住民、事業所、関係機関等の各種ネットワークによって消費者被害、悪徳商法被害等の早期発見・対応を行う。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①消費生活センターの設置及び運営 ②住民への啓発活動 ③消費者被害に対する対応</p>	<p>【生活環境課】</p> <p>① 消費生活センターの設置及び運営 ・消費生活センターの設置及び運営:実施</p> <p>② 住民への啓発活動 ・住民への啓発活動:市民啓発講座(2回)、くらしの安全・安心講座(5回)、 ・中学生への消費者トラブル防止啓発講座(10校13回)、市広報への啓発記事掲載(偶数月:3回)、防災行政無線放送による啓発(1回)、路線バス車内での放送による啓発(公立病院付近での放送:188回/日) ・2018年度から市民啓発講座を高齢者への見守り活動をされている方を対象に行い、地域の方と連携して被害防止をすすめるよう努めた。</p> <p>③ 消費者被害に対する対応 ・消費者被害に対する対応:相談受付状況219件、防災行政無線による注意喚起1回</p>	<p>・消費者被害の被害者の大部分をしめる高齢者への普及啓発が重要であるが、独居高齢者や外出が困難な高齢者への情報提供が難しい。</p>	<p>・消費者被害防止の啓発、被害があったときの相談対応・注意喚起。</p>

市

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

<p>【市社協の役割】</p> <p>①消費者被害等を未然に妨げる地域づくり活動等</p>	<p>市社協</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 消費者被害等を未然に妨げる地域づくり活動等</p> <p>・居場所づくり(サロン・ふれあい喫茶)や、見守り会議(話し合いの場)等で啓発を実施したり、消費生活センターの出前講座を周知する等、消費者被害防止に向けた活動を行った。地域福祉計画策定時からは、居場所づくり(サロン・ふれあい喫茶)において、出前講座として消費者被害に係る高齢者への啓発が増加傾向にある。</p>	<p>・消費者被害等に関する啓発は、消費生活センター等を通じた出前講座の利用推進を図ったが、具体的に消費生活センター等と連携に向けた話し合いができていない。</p>	<p>・今後も地域及び消費生活センター等と連携した消費者被害等の防止等を地域住民に啓発していく。</p>
---	------------	---	--	--

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

施策⑤—4 高齢者、障害者、児童等の各種虐待防止と対応	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>市、市社協では、各分野の相談窓口(各虐待防止センター)で、各種虐待(高齢者、障害者、児童)について総合的、専門的な相談支援を行う。また、通報や通告に対する対応を迅速に行えるように関係機関と連携しながら、庁内・関係機関で虐待予防・虐待対応体制を充実する。</p> <p>そして、住民、事業所、関係機関等の各種ネットワークによって早期発見・対応を行う。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①相談対応窓口の周知 ②虐待に関する啓発活動 ③通報や通告に対する迅速な対応 ④各虐待防止センターと連携した虐待対応と事実確認</p>	<p>【社会福祉課：障害福祉係】</p> <p>① 相談対応窓口の周知 ・豊岡市社会福祉協議会へ委託し、虐待防止センターを設置している。 ・虐待防止センターにより、虐待防止に関する啓発活動や通報、届出の受理、支援の相談等を行っている。窓口について市ホームページにあげている。</p> <p>② 虐待に関する啓発活動 ・ポスターを立野庁舎、各振興局に掲示。(2018年度～)</p> <p>④各虐待防止センターと連携した虐待対応と事実確認 ・2018年度の通報等：相談・通報受理件数7件(うち調査に入った案件1件そのうち指導案件1件) ・2019年度(4～8月末現在)の通報等：相談・通報受理件数2件 ・通報受付後、対応会議を行い、情報確認等、各機関と連携し必要に応じて支援会議、調査等を行っている。</p> <p>【高年介護課：高齢者支援係】</p> <p>① 相談対応窓口の周知 ・地域包括支援センターが高齢者の相談窓口として、高齢者虐待等の権利擁護に関する相談対応を行いました。</p> <p>② 虐待に関する啓発活動 ・虐待防止のための啓発や早期発見について、市ホームページ「高齢・介護」ガイド内に、高齢者虐待の項目を掲載し、情報提供を行いました。</p> <p>③通報や通告に対する迅速な対応 ・高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係専門機関との連携協力体制の構築を進めるとともに、虐待専門職チームから講師派遣を受け、市職員と地域包括支援センター職員を対象に研修を行いました。 また、相談や通報がなされた場合には、関係機関と連携するとともに、迅速に対応し、必要な支援を行いました。 (2019年8月29日 虐待対応研修：27名参加) (2018年度 虐待対応件数：22件) (2019年8月末現在 虐待対応件数：16件)</p>	<p>・障害者虐待の防止について、広く周知を行い、理解を深めていくことが必要。</p> <p>・緊急性の判断を的確に行い、関係機関と連携して迅速な対応を行う必要がある。</p> <p>・市や地域包括支援センター職員は、高齢者虐待に対して適切な対応等ができるように、高齢者虐待に関する知識の取得や能力の向上が必要と考えます。</p>	<p>・引続き、障害者虐待について啓発活動を行い、虐待防止の意識を高める。(研修の開催、事業所への訪問等)</p> <p>・通報等に対し、迅速に対応を行うため、関係機関との連携体制を強化する。</p> <p>・高齢者虐待に対して適切な対応等ができるよう、高齢者虐待に関する知識の取得や能力の向上に努めます。</p>

	<p>④ 各虐待防止センターと連携した虐待対応と事実確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待対応マニュアルに基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況確認する等、事例に即した適切な対応を行いました。 <p>【こども支援センター】</p> <p>① 相談対応窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ「子育て」・子育て支援ガイドブック・暮らしの便利帳に、こども支援センターの相談窓口の情報を掲載している。 <p>② 虐待に関する啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度 11月 虐待防止月間広報掲載。啓発用ポスター配布(130か所)オレンジリボンキャンペーン(リボンの配布・ライトアップ等) 虐待防止講演会 12月実施 ・2019年度(8月末) 広報等掲載予定 10月号(里親)11月号(虐待) オレンジリボンキャンペーン(11月予定) <p>③ 通報や通告に対する迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度:通告から48時間以内に目視による現認を行っている。37件 ・令和元年度(8月末):通告から48時間以内に目視による現認を行っている。7件 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関との更なる連携構築が必要と考えます 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者とその家族に対して専門的に支援できるよう、関係機関と連携し、早期対応できるよう支援体制の構築を図ります。 ・児童虐待に対し早期発見と早期対応を行うため、学校・地域・各関係機関と連携・協力しながら、情報と支援方法を共有し、役割分担により切れ目のない適切な支援を提供する。
--	---	--	--

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

施策⑤—4 高齢者、障害者、児童等の各種虐待 防止と対応	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>【市社協の役割】</p> <p>①関係機関との連携により、高齢者、障害者とその家族支援の充実</p> <p>②委託を受けたセンターの運営及び虐待対応</p> <p>③虐待防止に関する啓発活動</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 関係機関との連携により、高齢者、障害者とその家族支援の充実</p> <p>・虐待対応においては、市関係機関等との連携のもと対応していく必要があることから、連携した対応を行った。また総合相談・生活支援センターでも虐待ケースやDV被害ケースへの関わりの中から、各専門機関と連携して支援を行っている。</p> <p>②委託を受けたセンターの運営及び虐待対応</p> <p>・障害者の虐待対応窓口である障害者虐待防止センター(障害者基幹相談支援センター)と高齢者の虐待相談窓口である地域包括支援センターによって虐待相談対応を実施した。</p> <p>・DV被害等における相談対応に応じるなど、虐待やDV相談に対して広く相談を受けた。</p> <p>③虐待防止に関する啓発活動</p> <p>・虐待防止に関する啓発活動については、障害者虐待防止センター(障害者基幹相談支援センター)が市内の各事業所や施設等を対象に虐待防止研修を行った。</p>	<p>・虐待の裏には、地域からの孤立や生活困窮な複合的な課題を抱えている世帯が多く、重篤化するまでに早期発見・早期対応できる地域福祉ネットワークの強化、住民と専門職が協働する支援ネットワークづくりが必要である。</p>	<p>・引き続き各虐待防止センターを中心として関係機関と連携した迅速な対応を行っていく。また、虐待についての啓発を行うことで虐待に対する理解と啓発を行う。</p> <p>・地域における居場所づくりや見守り会議(話し合いの場)等の活動を進めることで、特に見守り体制の充実を図り、地域課題の早期発見・対応が図れる体制づくりを進めていく。</p>

市社協

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

施策⑤—5 DV(ドメスティックバイオレンス)対策 の推進	進捗状況		課題・問題点	今後の取り組み
	2018年度・2019年度(8月末)			
<p>市は、関係機関や警察、教育委員会等との連携により、早期発見・対応を行う。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①DV相談窓口設置及び運営</p> <p>②住民に対してDVに関する施策の情報提供</p>	市	<p>【社会福祉課:生活援護係】</p> <p>① DV相談窓口設置及び運営</p> <p>・相談窓口を設置し、関係機関と連携しながらDV被害者に対して適切な支援に努めた。</p> <p>2018年度:相談件数 21件 相談回数 105回</p> <p>2019年度(※2019.8末までの実績) 相談件数 16件 相談回数 35回</p> <p>② 住民に対してDVに関する施策の情報提供</p> <p>・「くらしの便利帳」「子育て支援ガイドブック」で周知に努め、内閣府の「DV相談ナビ」の登録により、DV被害者が相談しやすい体制を整えている。</p>	<p>・DV被害者の安全確保のため、関係機関と適切な支援について、情報共有をする必要がある。</p>	<p>・相談窓口について周知に努めるとともに、DV被害者が相談しやすい体制の充実や関係機関等との連携強化など、DV被害者への適切な支援を進める。</p>
<p>【市社協の役割】</p> <p>①地域での見守り体制の構築と通報等の周知</p>	市社協	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 地域での見守り体制の構築と通報等の周知</p> <p>・DVや虐待については早期発見・早期対応が重要であることから地域で見守れる体制(通報等)づくりや地域や地域活動に対する関心を高めるために、地域福祉計画策定時から、より重点的に居場所(サロン・ふれあい喫茶)や見守り会議(話し合いの場)等の実施を働きかけ、支え合いマップづくり等の住民の協働を進めることで、住民自身が地域を知り、早期に発見・通報できる環境整備を行った。</p> <p>・総合相談センターにおいて、生活困窮等の相談からDV等が疑われるケース等もあり、相談対応等を通じて、早期対応に努めた。</p>	<p>・地域福祉計画策定時から、重点的に居場所づくり等、住民の気づきの視点等の啓発を行ってきたが、DVや虐待については地域住民が異変に気付いた際にどこに、どのように連絡すればいいのか等、躊躇することも見受けられる。</p> <p>・DVや虐待対応に向けて、早期対応が肝要となるため、より関係機関との密な連携が必要。</p>	<p>・地域活動における様々な機会において、地域で見守れる環境整備を進めるとともに、相談窓口等を啓発していくことで、異変があれば通報してもらえるように働きかける。</p> <p>・早期発見・早期対応に向けて、相談窓口間での密な連携体制の構築を図る。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

施策⑤—6 障害者差別解消法への取組みの推進	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくることを目的に、市、市社協では、障害を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供に取り組む。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①障害を理由とする差別に関する相談窓口の提供 ②障害者差別解消法の周知、啓発 ③職員対応要領に基づく対応</p>	<p>【社会福祉課:障害福祉係】</p> <p>① 障害を理由とする差別に関する相談窓口の提供 ・2018年度、2019年度 社会福祉課障害福祉係を相談窓口とし、相談・対応を行っている。合理的配慮に関する相談を2件受け対応した。</p> <p>② 障害者差別解消法の周知、啓発 ・2018年度 5月の新任職員研修と、出前講座(3回)にて周知。また、「地域福祉フォーラム」にて啓発パンフレットを配布。 ・2019年度 5月の新任職員研修にて周知。(啓発用パンフレットも配布) 出前講座受付中。</p> <p>③ 職員対応要領に基づく対応 ・2018年度 各部署からの合理的配慮の提供事例を集約し、結果を全庁的に周知。 また、合理的配慮における庁内・関連施設への備品整備として、必要とする部署に窓口用筆談ボードと車いすを設置。 ・2019年度 年度末に各部署からの合理的配慮の提供事例を集約予定。</p> <p>市</p>	<p>・福祉分野以外に対して法律の周知が進んでいない。</p>	<p>・福祉分野以外のイベントに参加された際に啓発用パンフレット等を配布する。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑤権利擁護の支援体制の充実

<p>【市社協の役割】</p> <p>①障害者差別解消法に関する理解 ②障害者差別解消法の周知、啓発 ③福祉分野における対応指針の理解とそれに基づく対応</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 障害者差別解消法に関する理解 ・障害者差別解消法に基づき、社協全体で相談業務や窓口業務、事業等を実施するにあたり、不当な差別的取扱いや合理的配慮を念頭に取り組んだ。</p> <p>②障害者差別解消法の周知、啓発 ・社協全体で人権教育等を積極的に実施し、障害者理解等の研修を通じて、業務・支援等における基本姿勢を学ぶ機会を設けた。</p> <p>③福祉分野における対応指針の理解とそれに基づく対応 ・障害者基幹相談支援センターにおける障害者理解の啓発を広報紙等で実施した。</p>	<p>・障害者差別解消法等の理解に向けて、地域福祉計画策定時から、組織内で障害者理解等を進め、広報紙等でも啓発を行っているが、具体的な効果等の検証までは行っていない。</p>	<p>・障害者理解等の啓発を組織内及び、地域住民や事業所等に対して実施できるように調整していく。</p>
--	--	---	--

市社協

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑥こころのケア・相談支援対策

<p>【市社協の役割】</p> <p>①情報を得た場合、ひきこもり相談窓口へのつなぎ</p> <p>②関係機関(市関係機関、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター)との連携体制の推進</p>	<p>市社協</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>① 情報を得た場合、ひきこもり相談窓口へのつなぎ</p> <p>・総合相談センターの相談支援において、ひきこもりの方の相談に対応し、ひきこもり・不登校の支援を関係各課と連携して実施した。</p> <p>②関係機関(市関係機関、障害者基幹相談支援センター、総合相談・生活支援センター)との連携体制の推進</p> <p>・総合相談センター(総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター)をはじめ、地域担当者(コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター)、介護保険事業所等で広く業務を行っており、支援等が必要な場合、ひきこもり相談窓口等の紹介や説明を行った。また、ひきこもり相談窓口であるドーナツの会とも連携し、ひきこもり支援を行った。</p>	<p>・ひきこもりや不登校ケースの相談支援を行っているが、支援は長期化する中、解決には至りにくい状況にある。</p> <p>・関係機関、地域との連携・協働による息の長い支援と居場所や就労支援などの出口づくり(資源開発)を行うことが必要である。</p> <p>・地域における見守り活動等から地域活動内で、ひきこもりの方に関わりを持つことに対して躊躇がある。</p>	<p>・総合相談・生活支援センターや障害者基幹相談支援センター等が中心となり、また各種関係機関(市、ドーナツの会)と連携しながら、ひきこもり支援を行っていく。</p> <p>・個別ケースを通じて、居場所づくりや就労に向けた出口づくりを関係機関、企業、社会福祉法人や住民等と協働して行う。</p> <p>・地域における居場所づくりや見守り活動等の充実を図ることで、引きこもり等の課題を抱えた方を早期に発見・対応できるように働きかけを行う。</p>
---	------------	---	---	--

施策⑥—2 ひとり親家庭への支援	進捗状況 2018年度・2019年度(8月末)	課題・問題点	今後の取り組み
<p>母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭及び寡婦が安心して子育てができる環境や子どもたちが健やかに育っていく環境を整える等、生活の安定のため、きめ細やかな相談支援を行う。</p> <p>【市の役割】</p> <p>①相談窓口の運営</p> <p>②ひとり親を対象とした各種支援制度の周知</p>	<p>【社会福祉課：生活援護係】</p> <p>① 相談窓口の運営</p> <p>・ひとり親家庭及び寡婦の相談者に対して、必要な情報提供や指導を行うことにより、問題解決や自立に向けて支援した。また、離婚等による生活の激変に備えるため、ひとり親になる前の離婚前相談等も行った。</p> <p>2018年度：相談回数 645回 【内、児童扶養手当 173回、その他(DV、貸付、就労等)472回】</p> <p>2019年度(※2019.8末までの実績)：相談回数 269回 【内、児童扶養手当 59回、その他(DV、貸付、就労等)210回】</p> <p>②ひとり親を対象とした各種支援制度の周知</p> <p>・ひとり親支援事業について、市広報や市ホームページ等を通じて情報提供し、支援につながっている。また、相談時や現況届後の決定通知送付時に事業紹介チラシの配布を行った。</p> <p>紹介制度・事業(児童扶養手当、母子父子自立支援員による相談、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子父子寡婦福祉資金の貸付)</p> <p>市</p>	<p>・的確な情報提供を行うため、丁寧な聞き取りが必要である。</p> <p>・各種制度を案内するが、手続きできていない世帯がある場合がある。誰が手当の受給者であるか、他部署・機関との情報共有は個別の対応となっているため、申請漏れが発生する場合がある。</p>	<p>・聞き取りのための相談記録票を改善する。また、相談者が話しやすくなる雰囲気づくりに努める。</p> <p>・これまでの制度の周知方法に加え、子育て事業等の紹介の際に、チラシの内容や配布方法を検討する。</p>

基本目標1 総合的な相談・支援体制づくり 基本方針(4)相談支援体制の推進 基本施策⑥こころのケア・相談支援対策

<p>【市社協の役割】</p> <p>①情報を得た場合、相談窓口等へつなく</p>	<p>【社会福祉協議会】</p> <p>①情報を得た場合、相談窓口等へつなく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協は総合相談センター(総合相談・生活支援センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター)をはじめ、地域担当者(コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター)、介護保険事業所等で広く業務を行っており、ひとり親家庭の相談窓口等の紹介を行った。 ・総合相談センターの窓口において、ひとり親の方の相談支援を行った。 ・地域活動(見守りや話し合い等)において、地域内のひとり親世帯等の把握を行い、支援が必要な方の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭は、子どもや生活面で支援等を必要とする場合もあるため、関係機関で密な連携構築が必要となる。 ・地域における子育て等の環境が低下する中で、ひとり親世帯等を含む地域課題への対応が早期につながらない場合もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談・生活支援センターや障害者基幹相談支援センター等の相談窓口においてひとり親家庭への支援について連携していく。 ・地域からひとり親世帯等を含む地域課題が早期に発見・対応できる体制を構築していく。
---	--	--	--

市社協